

過誤納還付金の振込先口座について（照会）

別紙の過誤納金還付（充当）通知書のとおり、過誤納金となった還付金をお返しします。
金融機関の預金口座へ振込みますので、下記の口座振替依頼書に所定の事項を記入のうえ
ご返送ください。

市役所が口座振替依頼書を受付してから約3週間後（予定）に指定口座に振込みしますが、
改めて振込み通知はいたしませんので、預金通帳への記帳等でご確認ください。

※ 振込先口座の欄には、亡くなられた方の口座ではなく、相続人様の口座をご記入ください。

過誤納還付金 口座振替依頼書

還付金を下記の口座に振込みしてください。

令和 年 月 日
様

令和 年 月 日記入

整理番号	
科目	
還付充当番号	

振込先口座	金融機関	銀行・信用金庫・信用組合								本店
		労働金庫・農業協同組合								支店
	口座種別	普通	当座	口座番号						出張所
	記号番号（振込先口座がゆうちょ銀行の場合）									
	フリガナ									
	口座名義人									

納付（納入）義務者	住 所 （所在地）	（ — ）
	氏名 （名称）	亡くなられた方の氏名
	電話番号	

↓口座名義人（相続人代表者）の連絡先を記入してください。

相続人代表者	住 所 （所在地）	（ — ）
	氏 名※ （名称）	続柄・関係 （ ）
	電話番号	

※署名または記名押印

お問合せ先
岡崎市役所
〒444-8601
岡崎市十王町2丁目9番地

（注）

1. 納付（納入）義務者の欄には、通知書に記載されている方の住所（所在地）・氏名（名称）をご記入ください。
2. 振込確認ができるまで、名義変更や口座の解約等をなされないようお願いします。